# 1980 年代初頭の社会科教科書問題に関する一考察 ----「第2次教科書攻撃」から第13期中央教育審議会の「答申」まで----(上)

# 棚橋 信明

# A Historical Study on the Problems of Social Studies Textbooks in the early 1980s, First Part

# Nobuaki TANAHASHI

#### はじめに

- 1.「第2次教科書攻撃」の展開
- 2. 教科書「書き換え」の圧力
- 3. 国会における教科書問題をめぐる論戦(以上,本号掲載)
- 4.「歴史教科書問題」の衝撃(以下,次号掲載)
- 5. 1980 代初頭の教科書問題の「着地点」

おわりに

# はじめに

小学校、中学校、高等学校などの教育課程の基準を定める学習指導要領は、1947 年(昭和 22 年)に最初に出されて以降、およそ 10 年ごとに改訂されてきた。この改訂により教科や科目の編成、科目の必修・選択のあり方に大きな変更が加えられることがあった。2018 年 3 月に告示され、2022 年度に実施される新しい「高等学校学習指導要領」は、その意味で画期的なものとなった。地理歴史科では「歴史総合」と「地理総合」の 2 科目が必修科目として新設され、四半世紀にわたり継続されてきた「世界史必修」はなくなる。公民科では「公共」が必修科目として新設され、「現代社会」は廃止される 10 戦後まもなく、小学校から高等学校までを一貫するものとして導入されたわが国の社会科教育は、また一つの転換点を迎えようとしている。

振り返ると、現行の教科及び科目の編成を導入した 1989 年の小・中・高等学校の学習指導要領も、戦後の社会科教育に大きな変化をもたらすものであった。小学校の低学年では社会科と理科がなくなり、これらを統合する新しい教科として「生活科」が新設された。そして、高等学校では社会科が「地理歴史科」と「公民科」の2教科に分割されることになった。こうした教科の再編については、戦後の民主主義教育を支えてきた社会科を「解体」するものとして激しい反対運動が起こった。「世界史必修」が導入されたのもこの時であり、教育課程全体への悪影響を懸念するなどして、これに反対する声も決して小さくなかった。そして、その弊害は2006年10月に思わぬかたちで、「世界史未履修問題」と呼ばれる全国的な騒動として噴出したのである<sup>2)</sup>。

上記のような 1989 年の学習指導要領による教育課程の改編は,直接的には 1987 年 12 月に出された教育課程審議会(以下,教課審)の答申に従ったものであったが,この教課審は 1985 年 9 月

に首相直属の諮問機関として設置された臨時教育審議会(以下,臨教審)の強力な「側圧」を受けて審議を進めることになった<sup>3)</sup>。この臨教審を設置した中曽根康弘は,1982年11月の首相就任の当初より教育改革に強い意欲を見せており,行財政改革を一段落させた後の政策の柱としてこれを位置づけ,いわば「戦後教育の総決算」を進めようと考えたのであった。臨教審は教育改革全般の処方箋を描く役割を担ったのであったが,教科書制度と教育課程の問題に関しては,それ以前の第13期中央教育審議会(以下,中教審)(1981年11月~1983年11月)による答申及び報告を踏まえることになっていた。

本稿では、こうした教育改革の潮流の起点となった 1979 年 10 月に開始される「第 2 次教科書攻撃」 4)から、1983 年 6 月の中教審による「教科書の在り方について(答申)」までの教科書問題をめぐる政治的な動向を取りあげることになる。この間には、わが国の歴史教科書の記述が中・韓両国により激しい批判を受ける「歴史教科書問題」も発生している。こうした教科書をめぐる動きが、上記の 1989 年の学習指導要領による社会科教育の転換の重要な前提にもなったと考えられるのである。ところが、こうした 1980 年代初頭の教科書問題を歴史的に考察した研究は、今日にいたるまで見あたらない。確かに、その当時は、社会科教育や歴史教育の専門家などにより「歴史教科書問題」も含めて教科書問題に関する批評は数多く出されている。しかし、こうした批評のほとんどは、わが国の教科書問題に関する批評は数多く出されている。しかし、こうした批評のほとんどは、わが国の教科書問題の是非に関して特定の政治的立場より論ずるものであった 5)。そこで本稿は、1980 年代初頭の社会科教科書問題を一連の過程として、今日的視点より、俯瞰的に考察することをめざすものである(この過程の概観に関しては、本稿の「下」の末尾に掲載の「年表」を参照)。これなしでは、1980 年代終わりの社会科教育の転換の意味も理解できず、さらには、2020 年代初頭以降の展望も開かれないと考えるからである。

- 1) 2018 年 3 月に告示の「高等学校学習指導要領」は、文部科学省のウェブサイトで公開されている。〈http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm〉 (2019年9月30日)。ウェブサイトの URL に続く日付は最終閲覧日を示す (以下、同様)。また、1947年 (昭和22年) 以降、2009年 (平成21年) 3 月までに出された学習指導要領は、国立教育政策研究所のウェブサイトの「学習指導要領データベース (過去の学習指導要領、昭和22年以降)」〈http://www.nier.go.jp/guideline/〉 (2019年9月30日) で閲覧が可能である。
- 2) この騒動の展開に関しては、拙稿「2006 年度の高等学校における『必修漏れ』騒動に関する再検討」『横浜国立大学教育学部紀要Ⅲ(社会科学)』第2集(2019年)101-116頁を参照。
- 3) この教課審の第1回総会(1985年9月10日)で、挨拶に立った文部大臣の松永光は、臨教審の「第1次答申及び今後の答申をふまえるよう」わざわざ要請している。初等中等教育局小学校課「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」『文部時報』1302号(1985年10月)84-85頁を参照。なお、本稿において人物名を記すに際し、存命者についても基本的に敬称を略すことにする。
- 4) 1955 年 8 月に日本民主党によって始められる教科書批判が「第 1 次教科書攻撃」, そして, 1990 年代半ばから の「自由主義史観研究会」や「新しい歴史教科書をつくる会」による歴史教科書批判が「第 3 次教科書攻撃」 と呼ばれる。君島和彦「各論 4 歴史教育と教科書問題」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980-2000 年; 歴史学における方法的転回』(青木書店, 2002 年) 344-364 頁など参照。
- 5) たとえば、本多公栄「歴史は繰り返すか――石井一朝「新・うれうべき教科書の問題――」『歴史評論』362 号 (1980 年) 98-103 頁;同「(歴史の眼) 戦後二度目の教科書攻撃」『歴史評論』370 号 (1981 年) 46-52 頁;君島和彦「(歴史の眼) 教科書攻撃と教科書裁判」『歴史評論』373 号 (1981 年) 105-108 頁;峰岸純夫「(時評) 教科書攻撃と教科書訴訟」『歴史学研究』493 号 (1981 年) 79-84 頁;山田朗・佐藤明「財界による教科書批判の

特質と問題点(上)(下)」『歴史評論』377/378 号(1981 年)99-119/105-116 頁など。また,幾つかの学術雑誌では,教科書問題をテーマとする特集が組まれた。たとえば、「〈緊急特集〉教科書がねらわれている」『歴史地理教育』323 号(1981 年);「〈小特集〉危機に立つ教科書」『歴史学研究』494 号(1981 年);『教科書と教育』(法学セミナー増刊;総合特集シリーズ 17)(1981 年)。書籍としては、高橋磌一・星野安三郎監修『教科書がねらわれている――再びくるか国定化の時代――』(あゆみ出版、1981 年);山住正己『教科書問題とは何か』(岩波ブックレット、1983 年);社会科教科書執筆者懇談会編『教科書問題とは何か』(未来社、1984 年)が出されている。「歴史教科書問題」に関しては、多くの総合誌が1982 年の10月号で特集を組んだ。たとえば、「〈特集〉『教科書検定』もう一つの側面」『文藝春秋』60巻12号(1982年10月号);「〈特集〉教科書問題はどうなるか」『潮』282号(1982年10月号);「〈特集〉歴史の問い――8・15と教科書――」『世界』443号(1982年10月)など。

# 1.「第2次教科書攻撃」の展開

# (1)教科書批判の開始

# (A) 自民党と筑波大グループの活動

教科書批判の最初の狼煙は,反日教組の運動家・教育評論家として知られた石井一朝が 1979 年 10 月に雑誌『じゅん刊・世界と日本』(内外ニュース社刊) に発表した「新・憂うべき教科書の問題」によってあげられた。この論稿は,小学校の国語教科書に掲載された平和教材を批判の対象とするものであった。そこでとくにヤリ玉にあげられたのは,教科書の表紙に採用されたいわさき・ちひろの絵であった。いわさきは共産党の衆議院議員である松本善明の配偶者であり,石井はこれを共産党が教科書作りに強くかかわっている「左証」として持ちだしたのであった。反共主義とナショナリズムがこうした批判の根底にあった 1)。

また、タイトルに「新」がつけられたのは、1955 年 8 月に日本民主党が発行した小冊子「うれうべき教科書の問題」の「続編」を意味したからであり、この冊子も石井の執筆によるものであった。これは、いわゆる「第 1 次教科書攻撃」 $^{2)}$ に火をつけるものであった。そこで批判されたのは、教科書の「左」への「偏向」であり、こうした教科書に対する日本共産党と日本教職員組合(以下、日教組)の影響力であった。「偏向」の事例として彼は、① 教員組合をほめたてるタイプ、② 急進的な労働運動をあおるタイプ、③ ソ連中共を礼賛するタイプ、④ マルクス=レーニン主義の平和教科書の4つをあげている $^{3)}$ 。1979 年 10 月の「新・憂うべき教科書の問題」は、同じ人物が、およそ四半世紀の時を隔てて、再び「偏向」教科書批判を行うものであったのである。

他方で、自由民主党(以下、自民党)は、翌年の1月より機関紙『自由新報』に「いま教科書は――教育正常化への提言」と題する無署名の記事の連載を始めた(1月22日~8月12日に19回)。これは国語と社会の教科書を批判したものであったが、石井の執筆によるものと考えられる。それは、1979年10月の上記の石井の論稿と彼がその後『週刊・世界と日本』(内外ニュース社刊)に連載を始めた記事「社会科教科書の偏向」と内容的重なりが多いからである<sup>4)</sup>。そして、『自由新報』に連載された記事は、タイトルを同じにする新書判の本(自由民主党広報委員会新聞局発行)としてまとめられ、1980年12月より全国に向けて広く無料配布され、自民党による啓発運動に利用されたのである<sup>5)</sup>。

しかし、こうした初期の自民党の教科書批判は、上記のようにもっぱら石井の著作に依拠しており、何よりも教科書の内容の網羅的分析を欠いていた。このような欠陥を補完することになったの

が、筑波大学の研究グループによる教科書分析のプロジェクトであった。学長の福田信之を代表とする「教科書問題研究会」は、1980年の7月ごろより、次年度より使用が開始される中学校の公民教科書全7冊の分析に取りかかった。中学校の教科書は、1977年(昭和50年)に告示された新しい学習指導要領に基づいて全面改訂され、その教科書見本が6月に開示されたところであった。自民党は10月になって、全国組織委員会の教育問題連絡協議会を通じて、教科書に関する調査・研究をこの筑波大の研究グループに「委嘱」することにし、その研究成果を利用しようとしたのであった。この研究グループの調査結果は、報告書「昭和56年より中学3年生が使用する社会科教科書『公民的分野』の内容分析」にまとめられ自民党に提出されるとともに、1980年12月13日に統一教会系の世界平和教授アカデミーの学際研究会議で発表された6。福田は上記アカデミーで重要な地位にあり、筑波大グループのメンバーの多くもその会員であった。このような事実から、筑波大グループの教科書批判の政治思想的背景も明らかといえよう。

上記の報告書は、1981 年 2 月に福田信之監修による市販本『疑問だらけの中学教科書』として出版され、かなりの売れ行きを見せることになる っ。同書による中学校の公民教科書に対する批判の論点は 50~51 ページの表に示されるように、① 日本国憲法の成立に関する記述、② 自衛隊の「違憲」問題に関する記述、③ 大企業を「悪」とする見方、④ 原子力発電所の「危険」の誇張、⑤ 広告・宣伝の「誇大」や「ウソ」の強調、⑥ 権利のゆきすぎた重視、⑦「核家族」と「老親の扶養」に関する記述、⑧ 長期政権の「弊害」に関する記述、⑨ 大衆運動やデモ・ストを推奨するような記述及び写真、の 9 つにおおまかに整理される ®。これらの論点は、以下で見るようにテレビの討論番組に出演した筑波大グループの森本真章により、また、国会では自民党の三塚博や民社党の塚本三郎らにより衆目のなかでセンセーショナルに展開されることになる。その後、繰り返し行われた政治家による国会での教科書批判も、その論点や内容から筑波大グループの報告書や上記の刊行本を「タネ本」としていた。

# (B) 財界の動向

筑波大グループが、教科書記述の分析に取りかかったころ、財界の関係者も独自に活動を開始した。まず、社団法人日本貿易会が1980年7月24日に、中学校の公民教科書の記述について文部省に抗議を申し入れた。この団体は、総合商社を中心に貿易に関連する企業およそ450社が加盟するもので、その会長は三井物産の元会長で、当時は中東調査会の会長の地位にあった水上達三であった。日本貿易会がとくに問題としたのは、日本書籍の教科書に「資料」として掲載されていた「総合商社とメーカーとの関係」の記述であった。そこには、商社の活動において金融のみで解決できない場合に必要とされるのが「コネであり、リベートであり、交際費であり、そして政治献金である。〔中略〕コネには必ずリベートや交際費がついて回る」と書かれてあった。リベートが必ずついて回るというのは事実ではなく、総合商社の役割について正しく理解してもらえない、というのが抗議の内容であった。9。

つづいて 8 月初旬には全日本広告連盟が、中学校の公民教科書の広告に関する記述に、著しい「偏見」が含まれるとして、日本貿易会と同様に文部省に異議を申し立てた。この団体は大手広告代理店など広告関連の企業約 350 社で構成されるもので、当時の会長は朝日放送の元社長の石井光次郎であった。この団体が批判したのは、中教出版及び大阪書籍の教科書で表の⑤で示される広告・宣伝の「誇大」や「うそ」に関する記述であった。この抗議の際、連盟専務理事の西郷徳男は、3 年後の改訂時に改善が認めらなければ「賠償請求も辞さない」とまで語気を強めた 10)。

さらに、同年12月25日になって全日本広告連盟は、日本広告主協会、新聞協会、日本民間放送

連盟、日本雑誌協会など他の 7 団体と連名で、「中学校用の『社会科』新教科書における広告関係の記述についての改善方の要望」を作成し、これを文部省、中教審 <sup>11)</sup>、各都道府県の教育委員会、教科書会社などに配布した。この「要望書」においても、上記のような教科書の記述を取りあげ、「広告及び広告業の社会的、経済的機能についての正しい認識を欠き、はなはだしい偏見と誤解による記述がなされている」として、次期改訂時での改善を強く求めたのであった <sup>12)</sup>。

また、財界の活動としては、経団連の外郭団体である経済広報センターによる教科書記述に関する独自の調査・分析があげられる。同センターは 1980 年の春に森川英正(法政大学教授)らに、中学校の公民教科書と高等学校の「政治・経済」の教科書に関する調査を依頼し、その結果が同年 11 月に「経済教育 I」及び「経済教育 I」と題する 2 冊の報告書にまとめられた。これらの報告書は、経団連のほか文部省、自民党、出版社などに配布されたが I3)、広く公開されることはなく、政治的にそれほど利用されることはなかった。

それに対して、市販本にもなった筑波大グループの教科書批判が、内容的に多岐にわたっており、保守的政治勢力の意見を代表するのみでなく、表の③~⑤の批判点に見られるように、財界関係者の要望を広く取り入れるものであったことは注目されてよい。そのことは、保守的政治勢力と財界との結びつきを示すものといえる。

# (2) 教科書批判のマスメディアへの飛び火

こうした自民党と財界による教科書批判の動向は、新聞報道などでも伝えられたが、マスメディアそのものがこうした教科書批判の舞台にもなった。その嚆矢となったのが、「週刊新潮」の 1980 年 6 月 25 日号に掲載された特集記事「朝日新聞も驚いた新中学教科書は『権利』でいっぱい」である。このタイトルの意味するところは、新しい中学校の教科書に記載される権利の数の多さや権利に関する詳しい説明に、「人権」重視の基本姿勢を貫いてきた「朝日新聞」ですら驚きを示しているというものである。ここで言及されている「朝日新聞」の記事は同年 6 月 15 日の朝刊に掲載されたもので、「人権や戦争体験 厚み増す内容・記述 進む視覚化」の見出しによるものであった。次年度に一新される中学校の公民教科書の特徴を旧版と比較してまとめたもので、権利に関する記述がとくに批判されているわけではなかった。ところが、「週刊新潮」の記事は「朝日新聞」の所見を部分的に引用しつつ、「権利満載」の教科書によってもたらされる「権利専横」の危険を指摘し、こうした教科書を検定で通した文部省の責任を追及しようとするものであった。

この記事をきっかけに、新聞や他の週刊誌にも教科書の「左翼的偏向」を批判するこれに類した記事が掲載され始める。比較的発行部数の多いメディアで、こうした論調で教科書問題を取りあげたのは、保守的・反左翼的傾向で知られた「サンケイ新聞」(産業経済新聞社)であり、週刊誌では「VOICE」(PHP 研究所)であった。前者の日刊紙は 1980 年 10 月 20 日より「教科書を点検する」という 7 回のシリーズで教科書批判を展開した。その最初のタイトルは「権利オンパレード責任と義務を忘れた "権利人間、生む恐れ」であり、生徒たちが教室で覚えたばかりの "権利、をお互いに主張して、担任の教師がその対応に窮するフィクションが掲載されていた 140。上記の「週刊新潮」の記事にも、「権利専横」によってもたらされるであろう教室の混乱について触れられており、不安をかき立てる同様の手法が使われていた。

さらに、一般の人びとに大きなインパクトを与えたのは、保守派の論客として知られた竹村健一によるフジテレビの討論番組「世相を斬る」での教科書批判であった。この番組ではたびたび「教科書問題」が取りあげられたが、1980 年 11 月 23 日の放送回では、筑波大グループの中心にあっ

#### 表 1981年度(昭和56年度)使用の中学校公民教科書に対する批判の主要な論点とその事例

#### ① 日本国憲法の成立に関する記述

「第二次世界大戦に敗れた後、日本では、こうした不幸を二度とくり返してはならないという、<u>国民のこころからの願い</u>をこめて、日本国憲法を制定したのである。」(学校図書、23頁)

「日本国憲法が戦争を放棄し、戦力をもたないとしたとき、<u>圧倒的多数の国民がこれを支持した</u>。」(日本書籍, 121 頁) 「日本国憲法が、その制定過程で連合国側からの強い影響を受けたことは事実であるが、その内容は『人類普遍の原理』 (前文) に基づくものであり、また、戦争により苦しい経験を味わった国民の率直な願いに基づくものというべきであって、けっして一方的におしつけられたものということはできない。」(教育出版, 16 頁)

【批判】当時の国民の意思を確かめたわけでないことから、このような断定的な表現は不適切である。

#### ② 自衛隊の「違憲」問題に関する記述

「現在,政府は、自衛隊は自衛力であって、憲法 9 条の戦力にあたらないという見解をとっています。これに対して、憲 法の規定に違反するという意見も少なくありません。」(大阪書籍,50頁)

「現在ある自衛隊については、それが日本国憲法第9条の戦力にあたるかどうかという点で、国民の意見は必ずしも一致 していない。政府としては、第9条の戦力にはあたらないとの見かたをとっている。」(中教出版,30頁)

【批判】自衛隊が国民の意思に反して、憲法や法律とも無関係に存在しているかのごとく記述するのは不適切である。

#### ③ 大企業を「悪」とする見かた

「… 巨大な企業は、市場を<u>独占的に支配</u>できるために、自由な競争をおさえ、<u>消費者に高い値段で商品を売りつけ</u>たり、中小企業を圧迫したり、外国市場にダンピングしたりする行動をとりがちである。」(中教出版、145頁)

「… 〔大企業は〕独占価格を設定して価格をつり上げ、力の弱い消費者や中小企業に高い価格で製品を販売することもできる。また、大企業は、部品や原材料の生産を中小企業に下うけさせて、それをやすく買いたたく力をもっている。他の企業の株式を所有して、支配することもある。また、政府の審議会にも大企業の経営者が参加するなど、政治的にも大きな影響力をもっている。」(学校図書、137-138 頁)

【批判】大企業の長所よりも悪い面に関する記述が圧倒的に多く、公平な見かたになっていない。

#### ④ 原子力発電所の「危険」の誇張

「原子力の平和利用として、原子力発電所が実用化されつつあります。しかし、放射能の問題が、住民をおびやかしています。」(福井県の原子力発電所の写真の説明文)(大阪書籍、28頁)

【批判】エネルギー問題を解決するうでの原子力発電の意義にふれることなく, 危険なイメージのみを増幅させる記述は望ましくない。

#### ⑤ 広告・宣伝の「誇大」や「うそ」の強調

「… 販売競争の激しい現代の経済社会では、大規模な広告や誇大な宣伝がさかんにおこなわれ、人々の欲望をかり立てる傾向が見られる。このため買っても買っても満たされないような精神状態におちいるヒトも生まれる。」(中教出版、116頁)。

「今日の販売競争ははげしく、広告や宣伝は、人々の欲望をかりたて、消費者に必要以上の商品を購買させるとともに、 多額の広告・宣伝費は、価格に反映して消費者の負担を大きくしています。」(大阪書籍、122 頁)

【批判】広告業の負の側面のみを強調し、その信用を著しく傷つけるような一面的な説明である。

#### ⑥ 権利のみのゆきすぎた強調

「じぶんがこのようにたいせつな存在だということを自覚したとき、個人の生きる権利を主張することの大切さに気づく であろう。そして、権利をおかすものがあれば、断固としてこれを排除し、じぶんの権利を守り、救済があたえられる ようなしくみや制度を考えるようになる。こうした権利のいちばんの根本にあるのが、個人の生命・自由および幸福追求の権利である。

今日では、貧困や病気、災害や戦争など、さまざまな人間の不幸は、人権の侵害であるとされ、社会的に解決しなければならないものであると考えられるようになってきている。…」(東京書籍、15-16 頁)

【批判】権利の強調に関してに多くのページが使われ、義務に関する説明と明らかなアンバランスが生じている。

#### ⑦「核家族」と「老親の扶養」に関する記述

#### 1)「核家族」の問題

「今日の家族の型は、夫婦と子共からなる夫婦家族(核家族)がもっともふつうである。これは、個人の人格を重んじ、家族の話し合いにより自主的な家族生活を作りあげていく上ですぐれている。」(東京書籍,57頁)

「わたしたちのまわりには、祖母・祖父といっしょにくらしている家族が少なくなってきている。とくに都会では、子どもと両親で生活する<u>核家族がほとんどである。</u>このように、家族構成の上では、大家族から小家族へ、子どもが結婚したあとも親夫婦と同居する世代家族から夫婦と未婚の子どもによって構成される核家族へと、うつり変わってきた。家族内の人間関係も、家長の権威を中心とし、上下の序列を重んじる家父長制的家族制度から、夫婦・親子の愛情にもとづく近代的家族へと変化してきた。(学校図書、187-188 頁)

#### 2) 「老親の扶養」の問題

「… ことに、わが国は、21 世紀には、老齢人口のしめる割合が他の国々に比べて、例を見ない高さになることが予想される。それだけに、老親の扶養については、家庭内だけにとどまらず、社会全体の問題として、考えていかなければならない。」(中教出版、14頁)

「近年、国民の平均寿命がのび、人口にしめる高齢者の割合が増大している。しかも、若い夫婦は親と別居するものが多く、老人だけの世帯がふえてきている。こうした老人の生活をどのように保障していくかが、社会全体の問題になっている。」(東京書籍、58頁)

【批判】「核家族がもっともふつうである」とか、家族形態の核家族への移行が進歩であり、当然であるかのような記述 は、老齢となった親の存在を無視しており、問題である。老親の扶養における家族の役割について触れることな く、「社会全体の問題」としてしまうのは不適切である。

#### ⑧ 長期政権の「弊害」に関する記述

「… 政権を担当している政党は 1/4 世紀もの長いあいだ交代したことがありません。そのため、政権をになうことへの 責任感や意欲がうすれ、国会も、国民不在の政争の場になっているきらいがあります。このようなことは今後、克服されなければならない問題です。」(大阪書籍、66頁)

【批判】長期政権も、選挙による国民の支持によるものであり、これが議会制民主主義に反するかのような記述は問題である。

# ⑨ 大衆運動やデモ・ストを推奨するような記述と写真

「大衆運動, あるいは市民運動とよばれる動きも、国民の政治参加の一つの形である。大衆運動は、多数の国民が、ある政治的争点をめぐってその立場を表明したり、解決を要求して展開する運動である。」(中教出版、92頁)

「… 多くの人々が集まり、<u>さまざまの方法で自分たちの主張を表明する大衆運動も、政治参加の方法の一つである</u>。」(教育出版、100頁)

【批判】大衆運動は、本来の議会制民主主義の枠を越え、それを否定することにもつながること、過激な行動にはしるなどの危険をともなうことにも触れるべきである。デモやストの写真も数枚で十分であるのに、10枚以上も掲載している教科書がある。

※ 森本真章・滝原俊彦(福田信之監修)『疑問だらけの中学教科書』(ライフ社,1980年)より抜粋して筆者が整理。教科書からの引用文にある下線は上記の原典による。

た森本真章と竹村の対談が放映された。森本は自身の手がけた未発表のレポートを持ちこんで、次年度から使われる中学校教科書の問題点をつぎつぎと指摘し、竹村による歯に衣着せぬ辛辣な批評を引き出すというシナリオで番組は進行した<sup>15)</sup>。

まず取りあげられたのは、「核家族」と「老親の扶養」の問題(表⑦)であった。ここでは、森本により日本の老人の高い自殺率が問題として指摘され、これが小中学校で「親孝行」がまったく教えられていないことに結びつけられた。そして、東京書籍の旧版(1973 年版)の教科書には「老人の扶養は社会全体の課題であるが、それぞれの家庭でも取り組まなければならない問題である」といった記述があったのが、新版では削られてしまっていること、他方で、新版では家族形態に関して、核家族は「個人の人格を重んじ、家族の話し合いにより自主的な家族生活を作りあげていく上ですぐれている」といった記述が登場していることが紹介された。こうした森本の説明に、竹村が「えっ、ほんまですか」「なんですかこの教科書は…」といった「憤り」のコメントをつけるかたちで番組は進行したのである。この放送回では、そのほかに教科書に見られる防衛費増加の一面的な強調、北方領土のソ連による「不法占拠」についての曖昧な説明などが問題として取りあげられた 16)。

こうして、マスメディアを通じて新しい中学校の教科書の特徴が「偏向」による「欠陥」として、 多くの人びとに印象づけられることになった。そして、このような「世論」に広く訴えかけようと する教科書批判は、教科書会社に次第にプレッシャーとして働いていったと考えられる。

- 1) このような批判の手法に関しては、山住正己「『憂うべき教科書の問題』を憂える(〈小特集〉危機に立つ教科書)」『歴史学研究』494 号(1981 年)23-25 頁参照。
- 2) 本稿「はじめに」の註4) を参照。
- 3) この小冊子「うれうべき教科書の問題(教科書問題報告第 1 集)」(日本民主党教科書問題特別委員会)(1955年8月10日刊行)は、上田薫他編『社会科教育史資料』第3巻(東京法令出版、1974年)51-60頁に収録のものを参照。
- 4)「社会科教科書の偏向」の連載は、3月24日~7月14日で17回であった。内外ニュース社は、現在でも『月刊・世界と日本』と『週刊・世界と日本』を刊行しており、これらの雑誌は、年間購読料の前納により誰でも講読できるが、自民党政権と財界を支援するプロパガンダを目的とする「会員誌」の性格をもっている。
- 5) こうした経緯に関しては、高橋・星野監修、前掲書、42-43 頁;本多「歴史は繰り返すか」98,103 頁;山田・佐藤、前掲論文(上)、100-101 頁などを参照。新書判の『いま教科書は』が出される少し前の11 月には、自民党の内部資料として自由民主党調査局政治資料研究会議の名で「憂うべき教科書の問題」が冊子体(B5 判全22 頁)で出されているが、これも石井によるものとされる。峰岸、前掲論文、79 頁。なお、本多「(歴史の眼)戦後二度目の教科書攻勢」は、この冊子の分析を中心とするものである。
- 6) 高橋・星野監修, 前掲書, 45-47 頁; 三浦孝啓「教科書攻撃の主役 == 世界平和教授アカデミー」『教科書と教育』(法学セミナー増刊;総合特集シリーズ 17) (1981 年) 164-165 頁; 佐藤伸雄「教科書攻撃の仕掛人は誰か(〈緊急特集〉教科書がねらわれている)」『歴史地理教育』323 号 (1981 年) 80 頁; 五十嵐文生「『教科書問題研究会』の意外な実力——背後に自民党と統一教会——」『朝日ジャーナル』23 巻 17 号 (1981 年 4 月 24 日号) 11-12 頁など参照。
- 7) この筑波大グループによる市販本は、森本真章・滝原俊彦(福田信之監修)『疑問だらけの中学教科書』(ライフ社,1980年)である。1981年2月27日に第1刷、その後すぐ増刷され、3月21日には3刷が発行されている。発行後1ヵ月ほどの間に「実売3万部」と出版社は発表している。五十嵐、前掲記事、10頁参照。

- 8) 筑波大グループが同書で批判した公民教科書の問題点はきわめて多岐にわたっており、「47 項目の泣きどころ」として列挙されている。森本・滝原、前掲書、30-32 頁。
- 9) 高橋・星野監修, 前掲書, 122-123 頁。「『偏見』と業界抗議 文部省『内容には口出せぬ』」『毎日新聞』(1980年8月5日)参照。
- 10) 高橋・星野監修,前掲書,123-125頁。「『偏見』と業界抗議…」『毎日新聞』(註9) に前掲)参照。
- 11) 1979 年 6 月に発足した第 12 期中教審のことであり、本稿の第 5 章で取りあげる第 13 期中教審とは委員の構成も文部大臣による諮問内容も異なる。諮問の中心は第 11 期からの継続課題で「生涯教育」の問題にあった。「『生涯教育』が焦点に 第 12 期中教審委員決まる」『朝日新聞』[夕刊] (1979 年 6 月 15 日)など参照。
- 12) この「要望書」の全文は、本多公栄「あきれた広告業界 8 団体要望書の教科書引用(〈緊急特集〉教科書がねらわれている)」『歴史地理教育』323 号(1981 年)66 頁に収録されている。「教科書記述の修正を」『朝日新聞』(1981 年 1 月 21 日)も参照。
- 13) 高橋・星野監修,前掲書,126 頁。「偏見多い社会科教科書 目に余る社会主義色 見てほしい経済の実態」『朝日新聞』[夕刊] (1981年1月12日) 参照。山田・佐藤,前掲論文(上)(下)は,この2つの冊子の内容分析を中心とするものである。
- 14) 森本・滝原, 前掲書, 26-27頁。
- 15), 16) このような番組展開の様子は、同書, 14-20 頁に再現されている。

# 2. 教科書「書き換え」の圧力

# (1) 検定済の教科書見本からの「書き換え」問題

1981 年 2 月になって 4 月から使用される教科書の供給本の印刷が始まると,前年 6 月に開示された教科書見本から多くの「書き換え」が,教科書会社による「正誤訂正」として行われていたことが,日教組や野党などの調査により明らかにされ,新聞等でも報道された<sup>1)</sup>。

とくに問題にされたのは、地理の教科書における原発に関する記述の「書き換え」であった。日本書籍の見本では、原子力発電所には「放射線もれの危険という問題があり、発電所建設予定地では、<u>どこでも住民の強い反対運動</u>が起きている」(下線筆者、以下同様)とあったのが、供給本では「<u>放射線に対する不安</u>があり、発電所建設予定地では、<u>住民の反対運動</u>が起きている」になっていた。原発の危険性や住民による反対運動に関する表現が控え目なものに変わっていたのである。こうした原発に関する記述の「書き換え」は、8 社のなかの 7 社の教科書で確認された。そして、こうした「書き換え」の背後では、文部省が科学技術庁の申し入れに応じて各教科書会社に改善を求めていたことも暴露された。教科書見本が教育委員会等へ送付された前年 6 月に、見本にある原子力発電所関係の記述が「生徒に核アレルギーをおこしかねない内容になっている」、との意見が科学技術庁より文部省に寄せられた。これに応じて 9 月 10 日ごろ、文部省の教科書調査官から電話で各教科書会社に「改善」の要請が行われたのである<sup>20</sup>。

また、公民教科書については、日本書籍の教科書で「総合商社とメーカーとの関係」をタイトルとする資料にあった 22 行の文章がまるごと削除され、それが図版資料(海外事業所の所在地を示す地図と従業員数の増加を示すグラフ)に差し替えられていたことが問題とされた。削除された記述は、前章で取りあげたように、前年7月に日本貿易会が事実にそぐわない不適切な説明として文部省に抗議を申し入れた箇所であった。この「書き換え」についても、教科書調査官から日本書籍に電話で「改善」の申し入れがあったことが明らかにされた。。

こうした動向に早くから注意を払っていたのは、槙枝元文を委員長とする日教組であった。前章で見たように、1980 年 6 月ごろより自民党のみでなく総合商社や広告関連会社の団体などによる教科書批判が激しさを増し、12 月までに文部省などへの抗議や要望書の提出も相次いだことから、1981 年 1 月 20 日に教科書協会と各教科書会社宛に公開質問状を出し、文部省や財界の団体などからの圧力の有無や、これに対する対応のあり方を問うたのであった  $^{40}$ 。

その回答は、2月13日に教科書協会の代表によりもたらされた。そこでは文部省からの再検討や「改善」の申し入れはあったが、あくまでも「参考意見」としてそれらを受けとったこと、そして、「書き換え」の事実を認めつつも、それはすべて各社の「自主的判断」により行われたものであることが説明されていた。また、上記の質問状では、教科書協会会長の稲垣房男が自民党の文教族や文部省の幹部を前に「3年ごとの検定改訂を待たず直します」と約束したとされる言葉の真偽も問われていた。これに対する回答も「各社の自主的な判断にゆだねられており、各社で検討中」とするものであった。5

こうした検定外の「書き換え」は、あとでも触れるように、「教科用図書検定規則」により明白な誤りが見つかった場合や学習に支障となるなどで緊急に訂正が必要な場合に限られ、基本的には教科書会社より申請され、文部省が許可を出すものであった。したがって、教科書会社の「自主的判断」というのは、この制度に適合した説明を行ったものといえる。ところが、実態としては、外部からの教科書批判に対応するために、文部省が教科書会社に対して「正誤訂正」を出すよう要求を繰り返していたのである。

#### (2) 公民教科書の改訂をめぐる問題

# (A) 3年後の公民科教科書の「全面改訂」問題

その後,前章で述べたようなマスメディアにおける教科書批判の盛り上がり,そして,自民党による党をあげての啓発運動が展開されるなかで,教科書会社に対する「書き換え」圧力は極度に高まっていった。そして,各教科書会社の「自主的判断」ではなく,教科書協会として何らかの対応をとらざるを得ない事態にまでなっていったのである。

1981 年 4 月 24 日になって教科書協会は、3 年後の 1984 年度(昭和 59 年度)に中学校の公民教科書を「全面改訂」する方針を発表した。これは、上記の圧力の大きさを物語るものであった。教科書の「全面改訂」は、これまではおよそ 10 年の間隔で、学習指導要領の改訂にともなって行われてきた。その間の 3 年ごとの改訂申請では、4 分の 1 以内の部分改訂が慣例であった。4 分の 1 を超える「全面改訂」の場合は、検定規則により検定作業のやり直しが必要であった。そのため、4 月 27 日に教科書協会の理事会でこの方針が正式決定されると、そのための検定窓口の開設が文部省に要請されたのであった。そして、文部省はこれに応じる態度をすぐに表明した 6。

教科書協会の「全面改訂」の方針は、その発表の翌日(4月25日)に新聞各紙によって大きく報じられた。そして、これに対する識者の見解も数多く掲載された。協会会長の稲垣房男は、3年後の「全面改訂」の理由について、昨年より各方面から出てきている批判に対応するには、「4分の1改訂では直しきれないという意見」が協会内から出てきたと説明していた。しかし、この「批判」とは上記のような自民党や財界による「偏向」批判のことであり、「全面改訂」とされる大幅な書き直しが、こうした批判を受け入れるためのものであることは明らかであった。教科書協会がそうした一方向の政治的圧力に屈したと見られても当然であり、歴史教育者協議会の本多公栄は、「朝日新聞」の取材に対して、これを教育基本法第10条が禁ずる教育に対する「不当な支配」に当

たる重大な事態と非難している。また、「教科書裁判」の原告の家永三郎は、教科書協会が特定の政治勢力の意向に自主的に迎合する姿勢を示したことは、こうした圧力による「書き換え」に「歯止め」がなくなったことを感じさせるもので、「大変恐ろしい」とするコメントを「毎日新聞」に寄せている。他方で現場の教師からは、使われ始めて3週間しかたっていない新しい教科書の「全面改訂」が予告されることは、教科書に対する信頼を大きく損なうものであり、これにより学校現場や生徒たちに不安と混乱が広がることを危惧する声も聞かれた  $^7$ 。

野党のなかで最も迅速な対応を見せたのは共産党であった。「全面改訂」発表の翌日の4月25日には文教部長の山原健二と沓脱タケ子が文部省を訪れ、文部事務次官である諸澤正道に抗議の申し入れを行った。その内容は、① 教科書の評価が定まっていない段階で全面改訂するのは常軌を逸している、② 今回の動きは、背後に、政財界からの不当な圧力が加わっており、教育の原点を踏みにじるものである、と主張するものであった。そして、文部省には教科書協会の「全面改訂」の要請に応じないことを求めたのであった。8。

他方で、自民党の文教部会長の森喜朗や教科書問題小委員会の三塚博などは、自民党による圧力 説を否定しながら、教科書会社による自主的な改訂の動きを歓迎する姿勢を示した。森はこの時、 教科書問題について「国民的に論議が高まった」ことが教科書会社を動かすことになったのではな いか、と述べている。このようなコメントには、自民党による啓発運動の成果についての自負が見 え隠れする<sup>9)</sup>。

## (B) 3年後の公民科教科書改訂の実態

それでは、3 年後の実際の改訂はどのようなものになったのであろうか。1983 年の 6 月初旬、1984 年度から使用される公民教科書の改訂検定の終了が新聞各紙によって報じられた。この時、改訂検定を受けたのは7社の教科書で、そのうち「全面改訂」の検定を受けたのはシェア1位の東京書籍のみであった。3 年前の教科書批判による「書き換え」圧力が、各教科書会社の編集担当者を大きな混乱に陥れていたことが、このような結果からもわかる。

それでも、各社の教科書の書き直し部分には、1980年に噴出した教科書批判の影響がはっきりと見てとれた。1981年版のものと比較すると、教科書批判に沿って自主的に書き直した痕跡がはっきりしていた。東京書籍は、序章の権利に関する文章を削除して、各所に権利の制限に関する文章を入れていた。また、筑波大グループなどにより「過剰」と批判された大衆運動やデモに関する写真は多くの教科書で削られていた。中教出版の教科書で巻頭を飾っていたデモのグラビア写真は、検定前の白表紙の段階で消えていた。次章で見るように、この写真は「悪例」として、1981年2月の衆議院予算委員会で民社党の塚本三郎により衆目にさらされた写真でもあった。同様に「核家族」と「老親の扶養」に関する記述でも、多くの教科書で変化が見られた。筑波大グループが問題とした中教出版の「老親の扶養については、家庭内だけにとどまらず、社会全体の問題として、考えていかなければならない」という文章(表⑦)は、白表紙本で削除されており、その代わりに「家族生活の問題は、基本的には、それぞれの家族の責任において、家族員の話し合いと協力によって解決していかなければならない」といった文章が入れられていた  $^{10}$ 。

検定の過程でも文部省からさまざまな意見がつけられ、各社とも多くの「書き換え」を強いられたことも、白表紙本と検定後の見本本との比較、そして執筆者らの証言により明らかにされた。東京書籍の場合、上記のように権利に関する記述を自主的に書き直したにもかかわらず、義務に関する記述がまだ少ない印象を受ける、と教科書調査官に「改善意見」を示された。そのため、「国民の義務」の項目を新設し、他のところで個別に説明の付された義務をもう一度まとめて示すことに

した。さらに、同教科書では「国際政治と日本の立場」に関する記述で、自国を愛する日本人としての自覚についての押さえが足りない、とする「修正意見」がついた。「修正意見」とは、検定合格の条件として強制力をともなうものであった。そのため「自国を愛し、そのうえで他の諸国との友好を高める努力をつづけていくことが、世界の平和と繁栄への道である」という文章が加えられた。また、日本書籍の教科書では、住民運動に関して地域エゴ、住民エゴ、特定勢力との関係などのマイナスイメージについても書くように、と「修正意見」がついた。これに応じて「自分たちさえよければいいという視野のせまさを克服することが課題」という文章が加えられた<sup>11)</sup>。

また、今回の改訂検定では、教科書会社が書き直しを行わなかったページ、すなわち3年前に検定済となっていた箇所についても、教科書調査官が問題を指摘して「正誤訂正」を行わせていたことも明らかになった。たとえば、日本書籍の教科で「自衛隊は、その予算の面でも装備の面でも、アジアで最も有力な軍事力のひとつとなっている」とする記述について、調査官は「国力に応じて自衛力を整備してきたにすぎない」との理由で、「国力に応じて」を書き加えるよう要求した。また、軍事力は予算と装備だけで判断できるものではないので、「最も有力」とするのは誤りであるとして、この部分についても「正誤訂正」を出すように求められた。さらに、自衛隊に関する肯定的な評価について、たとえば、安全保障に果たしてきた役割を国民の多くが支持している点についても触れるように、といった意見も付されたという。これに対して執筆者側は、自衛隊に関する上記の記述は改訂部分ではなく、また、「正誤訂正」によって緊急に訂正を必要とするような誤りでもないと主張したが、こうした反論は聞き入れられることなく、結果的に要求どおりの書き直しがなされることになった 120。

「正誤訂正」の文部省による要求については、前述のように 1981 年 2 月にすでに大きな問題として指摘されており、また、次章でみるように、国会でも野党がその法的根拠について文部省を問いただしていた。それにもかかわらず、その後、中学校教科書の 3 年改訂時に公然とこれが繰り返されたのである。このことは、「正誤訂正」が文部省の「書き換え」要求の常套手段として利用されるようになったことを意味し、また、この間に教科書「書き換え」の圧力が文部省に対しても強力に作用しつづけていたことを物語るものといえる。

- 1) 新聞報道としては、「教科書やはり書き換え 5 社、検定合格後に」『朝日新聞』(1981 年 2 月 20 日);「燃えだした教科書論議 「右」勢力が仕掛ける」『朝日新聞』(1981 年 2 月 28 日) など。
- 2) 高橋・星野監修, 前掲書, 112-118;「書きかえられた中学校社会科教科書――見本本と供給本の違い―― (〈緊 急特集〉教科書がねらわれている)」『歴史地理教育』323 号 (1981 年) 69 頁。
- 3) 高橋・星野監修, 前掲書, 122-125頁; 前掲「書き換えられた中学校社会科教科書」68頁参照。
- 4)「教科書会社へ質問状 日教組「右攻勢」調査し対抗」『朝日新聞』(1981年1月29日)。
- 5)「中学校の社会科教科書 書き換えは自主判断 協会回答」『朝日新聞』(1981 年 2 月 13 日);「自主判断で改善した 出版 8 社が回答 日教組『外部圧力は確実』』『毎日新聞』(1981 年 2 月 23 日)。日教組は, 2 月 13 日に受け取った回答が不十分であるとして, 2 月 13 日に再度, 教科書会社に質問状を送った。これに対する回答は 2 月 27 日にもたらされたが、「具体性がなく、真相をおおい隠している」として受け取りを拒否し、日教組はこれ以降, 社会党をバックアップするかたちでの国会での闘争に方針転換した。「教科書会社に改めて質問状 日教組」『朝日新聞』(1981 年 2 月 18 日);「『教科書』は国会で」『朝日新聞』(1981 年 2 月 28 日)を参照。
- 6)「教育の中立どこへ『公民』教科書問題」『朝日新聞』(1981年4月25日);「『公民』教科書を全面改定 中学校 社会科「偏向」批判で59年度から」『毎日新聞』(1981年4月25日);「公民教科書(中学)を全面改定 業界,

異例の措置」『読売新聞』(1981 年 4 月 25 日);「公民教科書 全面改定へ 文相,協会申請受け入れ」『読売新聞』[夕刊] (1981 年 4 月 28 日)。なお,新聞各紙は「改定」の語を広く使っているが,書物の内容を改めるという意味では「改訂」が正しく,国会の委員会等の『会議録』でも「改訂」をおもに使っている。本稿では,新聞報道の見出し語についてはそのまま「改定」とするが,本文中では新聞からの引用等も含めてすべて「改訂」に統一する。

- 7)「教育の中立どこへ…」『朝日新聞』(註 6) に前掲);「『教室に混乱生む』 識者の見方 『公民』教科書の全面 改定」『毎日新聞』(1981年4月25日)。
- 8)「政治問題化は必至 公民教科書の全面改定 社共『圧力』追及へ」『読売新聞』(1981 年 4 月 26 日)。本稿では触れることはできなかったが、共産党の沓脱は同年 3 月 10 日の参議院予算委員会で、歴史教育者協議会の本多公栄を参考人として、自民党及び筑波大グループによる教科書批判に反論を行っており、教科書問題において重要な役割を担っていた。高橋・星野監修、前掲書、188-214 頁参照。
- 9)「公民教科書(中学)を全面改定業界,異例の措置」『読売新聞』(1981年4月25日);「政治問題化は必至…」『読売新聞』(註8)に前掲)。
- 10), 11)「義務や愛国心前面に 来春からの中学校公民教科書」「自主修正 更に締めつけ 中学公民教科書」『朝日新聞』(1983 年 6 月 8 日);「『修身が復活』中学公民教科書に批判」『朝日新聞』(1983 年 6 月 14 日)。そのほか「公民教科書検定『核廃絶、現実は困難』文部省、各社へ同じ指示」『朝日新聞』[夕刊](1983 年 6 月 9 日)を参照。この記事は、公民教科書を発行する 7 社のうち半数以上の会社に対して、核兵器の廃絶は現実にはきわめて困難であることをわからせるように、といった書き直しの指示を出していたことを報じるものである。
- 12)「中学社会 検定パス部分までクレーム」『毎日新聞』(1983 年 6 月 9 日);「『自衛隊』記述書き直し 文部省が 強硬要求」『読売新聞』(1983 年 6 月 16 日)。

# 3. 国会における教科書問題をめぐる論戦

#### (1) 国会における教科書批判の開始

# (A) 自民党の法相・奥野誠亮と三塚博

1980年6月22日の衆参同日選挙での圧勝により,7月17日に成立する鈴木善幸内閣のもとで自民党による教科書批判は,国会等において公然と展開されるようになる  $^{1)}$ 。その口火を切ったのは,法相に就任した奥野誠亮であった。彼は同年7月22日の閣議後の記者会見で,国を愛するという言葉を避けているなどの点で「現在の教科書は大変問題がある」と発言した。奥野はこれに続けて「国の安全について国民みんなが考える時期に来ている」として,閣議で話し合われた総合安全保障会議設置への支持を訴えたのであった。これが,とくに保守派の政治家による教科書批判に火をつけることになった  $^{2)}$ 。

国会において初めて本格的な教科書批判を展開したのは、その年の10月15日に衆議院文教委員会で質問に立った自民党の三塚博であった。そこで三塚は、学習指導要領では「愛国心」について指導することになっているにもかかわらず、中学校の公民教科書に「愛国心の記述が見あたらない」ことを問題として取りあげた。これに応じた文部省の初等中等教育局長の三角哲生は、教科書は学習指導要領に従って編纂されるのが当然であり、教科書検定も教科書内容の学習指導要領との一致を重視しているが、「愛国心」の記述を検定をもって徹底させることには限界がある、と述べたのであった。ここで三塚は、愛国心をすぐに軍国主義に結びつけるような議論は「きわめて短絡的」であり、「その国に生まれた者のその郷土を愛する心」を義務教育においてしっかりと教える

べきことを主張したのであった<sup>3)</sup>。

三塚は「愛国心」の問題につづけて、公民教科書で核家族をすぐれた家族形態とする記述(表の⑦)、日本国憲法が国民の圧倒的な支持のもとで制定されたといった記述(同①)、そして、自衛隊が憲法違反であるかのような記述(同②)をつぎつぎと取りあげた。核家族に関する記述の説明では、各国の老人の自殺率の数値に言及している。三塚がここで筑波大グループの発表前のレポートを「タネ本」にしていたことは明らかであった。こうした問題について意見を求められた文部大臣の田中龍夫は、教科書記述に多くの改善すべき点のあることを認め、今後、文教委員会で検討していきたい旨の発言をしたのである⁴。三塚は自民党の教科書問題のスペシャリストとして、その後、党内の政策議論において重要な役割を果たしていくことになる。

#### (B) 民社党書記長の塚本三郎

自民党の三塚につづいて、国会において具体的内容に踏み込んでの教科書批判に熱弁をふるったのは、民社党書記長の塚本三郎であった。それは年が変わっての 1981 年 2 月 4 日の衆議院予算委員会においてであった。そこで質問に立った彼は、4 月から使用される 7 種の公民教科書の現物を示しながら、どの教科書でも権利に関する説明が義務や責任に比して過剰になっていることを問題として指摘した。そこで塚本が開いて示したのは、中教出版の口絵の最初のページで、そこには「人権尊重を求めて」の見出しで「人権じゅうりんを許すな」の横断幕を掲げたデモの写真が掲載されていた。彼は「デモが悪いと言っておるわけじゃないのですよ」といいながら、「一番初めのとびらからして」、「みんなこういうことなんです」といって、首相の鈴木善幸にその教科書を手渡したのであった。そして、他の教科書でも石油基地や米軍基地、そして公害に反対するデモの写真がふんだんに使われていると説明し、残る 6 冊を出席の大臣たちに回覧させたのであった。う。

こうした様子をテレビ中継で見た人々は、どの教科書も扉の最初のページからデモの写真ばかりを掲載しているものと思い込んだに違いない。4 月から学校で使われる教科書は、この時点では教師にも生徒たちにも配付されておらず、国会中継の一般の視聴者が塚本の発言について現物で確認することは不可能であった。実際には扉の口絵にデモの写真を採用していたのは、塚本がその場で示した中教出版の教科書だけであり、グラビアにデモの写真を採用しているのは7社のうち3社、また、全7社の教科書のグラビア写真の総数64枚のうちデモに関係するのは4枚にすぎなかった。塚本の予算委員会での上記のような陳述は、出席の議員やテレビ中継を見た人びとの「勘違い」をねらった「演出」とも考えられる。

さらに、塚本は、文部省のチェックを受けることのない教科書の指導書には「共産主義がユートピアとまで書いてある」と述べ、日本書籍の 1978 年版の「指導書」にあった文章の一節を読み上げた。それは、「古来の理想社会論はすべて共産主義的経済体制に基づく『欠乏からの自由』と『平等の権利』との要求を、その根底においている」という一節であり、塚本は「指導書で、そういうふうにしてこれを教えなさい、こう言っているのです」と語気を強めたのであった っしかし、このような主張にもトリックが隠されていた。塚本が取りあげたのは「指導書」の別冊「解説と資料編」に掲載された社会思想史的解説の一部分であった。ここで「古来の理想社会論」とは、トーマス=モアの『ユートピア』などで語られる社会理論を意味しており、したがって、この解説で共産主義が現在のユートピアとして称揚されているわけでないことは、誰が読んでも明らかであった。上記のような塚本の議論も、意図的な「誤読」による「演出」であった可能性がきわめて高い。このことは、彼が一般の人びとが決して目にすることのない「教師用指導書」の「解説と資料編」を取りあげていること、また、これにつづけて教科書採択に関する以下のような問題を持ちだ

していることからも推察される。

塚本が教科書採択に関して問題としたのは、日教組の影響力であった。彼によれば、現場の教員が集まって、市(あるいは郡)ごとに教科書を採択する際に、日教組からの「指令」に従って戦争反対や権利の主張、そして公害反対のデモに割かれているページ数によって優先順位が決められているのであって、こうした採択方法により、教科書会社にあっても日教組の覚えのよい者に執筆を依頼せざるをえなくなっている、というのである。こうした教科書採択の実態は、彼が「相当の時間をかけて調べた」結果である、と述べたのである。。

彼による教科書批判の根底には、共産党と日教組に対する不信と敵意が横たわっていた。また、彼がセンセーショナルに取りあげたデモに関する問題も表の⑨にあるように筑波大グループが指摘していた。塚本や前述の三塚に代表されるように、教科書批判を熱心に展開し、教科書制度改革を提唱する政治家の多くは、筑波大グループと思想的基盤を共有していたと見られる。

#### (2) 国会における野党の「反撃」

# (A) 1981年2月の「書き換え」問題における野党の追及

こうして自民党と民社党の保守派の政治家による攻勢が続くなかで、前章の(1)で取り上げた 1981年2月に発覚した教科書見本からの「書き換え」問題は、社会党や共産党に国会における反撃の材料を提供するものとなった。

問題が発覚してすぐの 2 月 20 日、衆議院予算委員会では共産党の栗田翠が、「書き換え」における文部省の圧力の有無に関して、初等中等教育局長の三角哲生を問いただした。三角の答弁は、文部省はあくまでも「参考意見」として教科書会社に申し入れを行ったのであって、その後の「書き換え」は教科書会社の「自主的な判断に基づく正誤訂正」に当たると説明した 10)。すなわち、文部省による教科書会社への圧力をはっきりと否定したのである。

さらに、栗田はこの「正誤訂正」の法的根拠、すなわち「教科用図書検定規則」に従った要件に関して追及を行った。同規則の第 16 条によれば、検定済の教科書の訂正が認められるには① 誤字、誤植や誤った事実の記載が見つかった、② 客観的事情の変更により記載の事実が誤りとなった、③ 統計資料の更新を必要とする、④ 学習に支障となる記載で緊急に訂正を要する、の 4 つのどれかに該当しなければならなかった。栗田によれば、問題となる原発と商社に関する記述の「正誤訂正」は①~③の要件には該当せず、④を適用したと考えられるが、その適用の理由について具体的な説明を文部省に求めたのであった。これに対して初等中等教育局長の三角は、個別的ケースについて述べることは「適切でない」として、回答を保留したのであった 110。

この日の委員会ではその後、社会党の湯山勇も、各教科書の訂正箇所を指し示しながら、「検定規則」の適用に関する同様の質問を繰り返した。ここにいたって三角は、原発に関する記述の訂正について上記の④の適用を認めたが、「学習に支障となる」とする教科書会社の判断を文部省が追認したにすぎない、とする説明を行った。それに対して湯山は「学習上どこが支障になるのか」という質問で切り込んだが、三角は「適切なものを使う場合に比べますれば支障が生ずるということである」といった答弁でこの場を切り抜けようとしたのであった 12)。

その後、3月9日の参議院予算委員会でも、社会党の小野明が「書き換え」問題を取りあげた。 彼はここで、原発や商社に関する記述をめぐる文部省への圧力を、教育の政治的中立を危険にさら すものとして、また、教育基本法第10条に規定される「教育の不当な支配」につながるものとし て問題とした。これに対して田中は、文部省への圧力を全面的に否定するとともに、文部省は「参 考意見」を教科書会社に提示し、教科書会社は「自主的な判断」に基づいて「正誤訂正」による「記述の改善」を行った、とする以前からの文部省の公式的見解を繰り返したのである<sup>13)</sup>。

前章(1)にあったように、教科書協会はこの問題に関する日教組の公開質問状に対して、2月13日の段階で「書き換え」が個別の教科書会社の「自主的判断」によるものであったとする回答を出していた。上記の文部省による国会での説明はこれと合致するものであり、かなり早い時期に文部省と教科書協会の間で「口裏を合わせ」が行われていたのである。

# (B) 公民教科書の「全面改訂」問題における野党の追及

前章(2)で取りあげた教科書協会が発表した公民科教科書の「全面改訂」の問題も、すぐに国会にもちこまれた。1981年5月15日には衆議院文教委員会において、参考人として招請された教科書協会会長の稲垣房男に対して野党による追及が行われたのである。

最初にこの問題について質問をしたのは、2月に衆議院予算委員会で「書き換え」問題を追及した社会党の湯山勇であった。湯山がまず問いただしたのは、3年後の改訂が「4分の1」を超えると教科書協会が判断した根拠であった。検定を済ませたばかりの現行の教科書に大幅な修正の必要が出るようなことは普通では考えられないと指摘し、ここで湯山は、書き直しを迫る自民党などによる圧力の有無と、具体的にどのような修正を迫られているのかに関して、教科書協会の稲垣に語らせようとしたのであった。しかし、このような追及に対して稲垣は、3年ごとの部分改訂でも現場の教師の意見を取り入れるなどすると4分の1以内におさめることが難しいのであって、「各界からの批判」に対応することを考慮すると、次回の改訂で4分の1を超すこともあり得ると判断した、と説明したのであった。ここでは具体的な書き直しの内容については、一切触れられなかった。いずれにせよ、前章で見た1983年6月に明らかになった改訂検定の結果、すなわち7社のうち6社が部分改訂で済ませたことから、上記の判断が実際には根拠の乏しいものであったことは明らかである $^{14}$ 。

その後、公明党の有島重武も湯山と同様に大幅な修正を必要と判断した根拠に関して質問を繰り返したが、稲垣は再び「各界からのいろいろな意見」への対応を根拠として説明した。これに対して有島は、とくに財界と自民党による批判が強力な「プレッシャー」として働いたのではないか、と直截に質問をしたが、稲垣はこれを否定し、「各界」とは学者グループ、経済界、マスコミ関係、日教組などである、と述べたのであった<sup>15)</sup>。

また、湯山も有島も、大幅な修正がすぐに必要となるような教科書を検定で合格させた文部省の責任を追及する構えも見せた。有島は、教科書批判を受けて立つべきは検定を行った文部省ではないかと問いただした。これに対して田中は、現行の教科書は文部省が責任をもって検定した「りっぱな教科書」であり、各教育委員会が審議のうえ採択したものであるとしたうえで、教科書会社は「客観情勢」の変化によって修正が必要になったと判断し、3年後の改訂に向けて要望を出してきたのであろう、と述べたのである。このように、教科書協会の「全面改訂」の判断については文部省が関知するところではなく、あくまでも教科書会社の独自の判断であるとする見解を貫いたのである。また、田中は「全面改訂」の受入について大臣自身の責任を問われた際、文部省に教科書協会の申し入れがあっても、大臣への報告にはいたっておらず、受け入れるかどうかの検討はこれからである、と述べたのである 160。

しかし、「検討はこれから」とする田中の説明は、4月28日の参議院文教委員会や、その日の閣議後の記者会見における彼自身の発言と食い違っている。文教委員会において彼は、教科書の著作は民間にゆだねられており、改訂したいという教科書会社の要望は尊重せざるをえない、と述べて

おり、その後の記者会見においても協会からの要請があれば受け入れざるを得ない、といった考えを示していたのである<sup>17)</sup>。上記のような国会での田中の答弁は、やや苦しい責任回避の弁であったことは否めない。

- 1) この時の衆議院総選挙は、自民党の内部分裂による内閣不信任決議を契機とする「ハプニング解散」(5 月 19 日)によるものであったが、大平正芳首相の選挙中の急死(6 月 12 日)により自民党は「弔い合戦」として選挙戦を展開し、地滑り的な勝利を収めた。「自民 『目玉』は弔い合戦 遺影掲げ同情求む」『朝日新聞』(1980 年 6 月 16 日);「自民圧勝、両院で過半数」『朝日新聞』[夕刊](1980 年 6 月 23 日)。この選挙によって自民党の衆議院での議席数は、511 議席中 258 から 284 へと増加した。
- 2) 「法相が教科書批判『国を愛する』の言葉なし」『朝日新聞』 [夕刊] (1980 年 7 月 22 日)。奥野はその後, 1981 年 2 月 10 日及び 24 日の衆議院予算委員会でも、教科書批判を行っている。それは、自衛隊の違憲議論が教科書に書かれていることを問題視するものであった。『第 94 回国会 衆議院予算委員会会議録』第 7 号 (1981 年 2 月 10) 14-15 頁;『第 94 回国会 衆議院予算委員会会議録』第 16 号 (1981 年 2 月 24 日) 16 頁。国会の本会議及び各種委員会等の会議録については、「国会会議録検索システム」〈http://kokkai.ndl.go.jp/〉(2019 年 9 月 30日)により検索と閲覧が可能である (以下、同様)。奥野は筑波大グループで中心的な役割を果たした森本真章とも旧知の間柄にあり、このころ頻繁に面会しており、教科書問題について相談を受けることもあったようである。五十嵐、前掲記事、14 頁。
- 3) 『第93回国会 衆議院文教委員会会議録』第1号(1980年10月15日)4頁。
- 4) 前掲会議録, 5 頁。なお,新聞報道としては,「愛国心教育を徹底 文相 教科書無記載で答弁」『読売新聞』 (1980年10月16日);「(社説) 愛国心議論に鋭い関心を」『朝日新聞』(1980年10月17日)など参照。
- 5) 『第94回国会 衆議院予算委員会会議録』第3号(1981年2月4日)36頁。
- 6) 高橋・星野監修, 前掲書, 12-14頁。
- 7) 前掲会議録, 36 頁。
- 8) 高橋·星野監修, 前掲書, 14-16 頁。
- 9) 前掲会議録, 36頁。
- 10) 『第94回国会 衆議院予算委員会会議録』第13号(1981年2月20日)11頁。
- 11) 前掲会議録, 11-12 頁。この日の衆議院予算委員会に関する報道としては,「法的根拠示さず 教科書書き換え 文部省「介在」認める」『朝日新聞』(1981年2月21日);「野党『書き換え』追及『自主的判断で』と文部省」 『毎日新聞』(1981年2月21日) など。なお,当時の「教科用図書検定規則」(昭和52年9月22日文部省令32 号)については,浪本勝年「教科用図書検定規則の研究——検定における"消極性"と""積極性"をめぐっ て——」『立正大学人文科学研究所年報』21号(1983年)74-76頁に収録のものを参照。
- 12) 前掲会議録, 31-32 頁。
- 13) 『第94回国会 参議院予算委員会会議録』第4号(1981年3月9日) 19頁。
- 14) 『第94回国会 参議院文教委員会会議録』第16号(1981年5月15日)1-2,5-6頁。
- 15) 前掲会議録, 5-6 頁。
- 16) 前掲会議録, 2-3, 6-7 頁。
- 17)「『公民』教科書全面改定に応じる 文相が意向表明」『毎日新聞』(1981 年 4 月 29 日);「公民教科書 全面改定 へ…」『読売新聞』[夕刊](第 2 章の註 6)に前掲)。田中の参議院文教委員会での答弁については、『第 94 回国会 参議院文教委員会会議録』第 10 号(1981 年 4 月 28 日)3 頁を参照。